

日本女子ソフトボールリーグ規程

1. 名 称 日本女子ソフトボールリーグという。
2. 構 成 12 チームで構成する。
3. 組 織 公益財団法人日本ソフトボール協会（以下「JSA」という。）において組織し運営する。
4. 主 催 JSA、必要に応じて開催地の市町村、スポーツ協会、市町村教育委員会などを加えることができる。
5. 協力機関及び団体
主催、主管、後援、協賛はJSAが主催する全日本大会に準拠して、開催支部と協議の上、定めることができる。
6. 開 催 期 日 年間、交流戦を含むリーグ戦5節と順位決定節1節制とする。（各節とも最終日の翌日に予備日を設ける）
ただし、試合が予定通り競技できなかつた場合は、別に予備節を設ける。
7. チーム編成 当該年度に所属する支部協会を通じJSAに登録され、かつ当該年度リーグ戦開幕の2週間前までにリーグ登録名簿を提出したチームで、監督1名、コーチ2名、ドクター1名、トレーナー2名、スコアラー1名、選手30名以内（ただし、ベンチ入りできる人数は25名以内）とする。なお、前述以外に総監督1名、部長又はそれに代わる者1名並びに通訳1名のベンチ入りを認める。
登録期限は、選手の登録人数30名以内であれば6月末日を期限とし、所属支部協会を通じて選手の追加登録を認める。選手の追加登録は、その出場しようとする試合の2週間前までに、追加登録名簿をJSAに提出しなければならない。

(注) 以下の者がベンチ入りする場合は当該節の大会本部に届け出なければならない。
①部長に代わる者
②通訳の変更者
③ドクター・トレーナー・スコアラーの変更者
8. 競 技 規 則 当該年度のオフィシャル・ソフトボール・ルールによる。
※サスペンデッドゲームは採用しない。
※ナイター照明の消灯により試合が続行できない場合は、日没コールドゲームを採用する。原則、ナイター照明消灯時間の30分前を目安に新しいイニングに入らない。
※得点差コールドゲームは採用しない。

9. 競技方法 (1)試合方法

①リーグ戦・交流戦

12 チームを 2 つのセクション（プラチナセクション 6 チーム・サファイアセクション 6 チーム）に分け、各セクション内で 2 回総当りのリーグ戦とセクション間での交流戦（各チーム 3 試合）とする。

②順位決定節

各セクションのリーグ戦・交流戦での成績に基づき、全チームのリーグ最終順位を決定するリーグ戦及びトーナメントを行う。

※天災、疫病等チームの責に帰さない事由でも予定された試合を行うことが出来なくなったチームについては不戦敗扱いとし、相手チームを不戦勝とする。（オフィシャル ソフトボール ルールに則り、得点を 7-0 とする）

また、天災、疫病等チームの責に帰さない事由により、対戦する両チームが共に試合を行うことができなくなった場合、その代替試合を行わない。

(2)再試合

引分けはなしとし、勝敗が決するまで行なう。尚、同点で試合続行不可能の場合は再試合をする。

(3)順位決定方法（セクション内）

① リーグ戦の成績による。

② 勝率が同じ場合は次の順序によって決定する。

(1) 該当チーム同士の対戦成績

※3 チーム以上が勝率で並ぶケースで、対戦成績が同率になった場合は、さらに、その並んだチーム同士の対戦成績で順位を決定する。

(2) 該当チーム同士の対戦得失点差

(3) 総得失点差

(4) 総失点

(5) 再試合

※再試合は、第 4 節終了後の最初の水曜日以降に別に会場を設けて行なうこととする。

※天災、疫病等チームの責に帰さない事由により開催予定のリーグ戦が開催できない場合でも、実施予定試合数の 70%以上が実施できれば、リーグ戦成立とみなし順位付けを行う。チーム毎の必要試合消化数については、実施予定試合数の 70%以上とし、これを満たさないチームについては順位付けを行わない。前述の事由によりチーム毎の実施試合数が異なった場合は、順位決定方法 (4) は適用しない。

10. 使用球 JSA 検定革製 3 号球とし、主催者が用意する。

11. 登録料 別途定める。

12. 経費 リーグへ参加する旅費及び宿泊費などの経費は、各チームが負担する。

13. 加 盟 リーグに加盟を希望するチームは、監督またはコーチが（公財）日本スポーツ協会公認コーチ 3 あるいは公認コーチ 4 の指導者資格を有し、加盟申請年度を含む過去 2 年間に全日本総合選手権大会でベスト 8 以上の成績実績があるか全日本実業団選手権大会あるいは全日本クラブ選手権大会でベスト 4 以上の成績実績のあるチームで、3 年以上継続的な活動ができるものとし、所属支部の推薦を得て、JSA へ 9 月末日までに加盟申請書を提出し、リーグ委員会、JSA 理事会の承認を得て加盟することができる。新規加盟金は 60 万円（預託金 30 万円含む。預託金はリーグ加盟継続 3 年経過後、チームに返還する。）とする。

14. 表 彰 表彰はチーム及び個人について次のように行なう。

- (1) チーム 優勝・優勝楯（とりきり）、メダル
準優勝・準優勝楯（とりきり）、メダル
第三位・第三位楯（とりきり）、メダル
 - (2) 個人 最高殊勲選手賞 1 名 記念品
優秀選手賞 16 名（DP を含む） 〃
永年選手功労賞
- ※個人表彰規定を別途定める

15. リーグ活動の休止

- (1) リーグの活動を休止する場合、毎年 11 月末日までに JSA へ休止届を提出しなければならない。
- (2) リーグ活動の休止期間は、最長で 2 年間（2 シーズン）とし、復帰の際は、前年 9 月末日までに JSA へ加盟申請書を提出しなければならない。
- (3) 休止期間内にリーグに復帰（参加）する場合は、加盟金は不要とするが、休止期間を超えてリーグに復帰（参加）する場合、新規加盟扱いとして「13.加盟」の項の手続きによる。
- (4) 休止期間の年間登録料（参加料）は免除する。

16. チーム移籍・譲渡

- (1) チーム移籍・譲渡とは、チームの運営が他の企業（同一企業内での事業所変更は含めない）等に譲渡され、チームの 10 名以上の選手が移籍した場合をいう。
譲渡後のチームがリーグ加盟を申請した際の取り決めをする。なお、選手の移籍が 10 名に満たないチームのリーグへの加盟は「13. 加盟」の項の手続きによる。
- (2) 11 月 30 日までに移籍・譲渡についての届出が JSA にされているときは、移籍・譲渡後のチームは移籍・譲渡前のチームの成績をそのまま引き継ぐ。
- (3) 12 月 1 日以降に移籍・譲渡されたチームのリーグへの加盟は「13. 加盟」の項の手続きによる。
- (4) 本規定に該当しない 10 名以上の選手の移籍についてはリーグ委員会で審議し決定する。
- (5) 移籍・譲渡後のチームの加盟金は 60 万円（預託金 30 万円含む。預託金はリーグ加盟継続 3 年経過後、チームに返還する。）とする。

17. 選手移籍

- (1) 選手移籍とは、日本女子リーグ加盟チームの選手が前年度所属していたチームを退部後、翌年度、他のチームへ異動した場合をいう。
- (2) 年度内の移籍はできないものとする。(チーム登録規程に準ずる。)
- (3) 翌年度、自チームに登録しない選手が生じた場合は、速やかに「支配下登録選手抹消届」をJSAに提出しなければならない。
- (4) 「支配下登録選手抹消届」が提出された選手は、随時、JSAよりリーグ加盟チームに公表されるものとする。
- (5) 上記選手への移籍交渉開始日は、JSA公表日以降を厳守のこと。
- (6) 審査機関：JSA内に置き、前述(5)に対する違反が発覚した場合、当該チームは、移籍違反が発覚した翌年度の選手登録に於いて、当該移籍選手の獲得ができないものとする。

18. その他 (1)原則として開会式は行わない。

19. 本規程は令和4年4月1日より施行する。